

随意契約参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和8年1月22日

旭川市長 今 津 寛 介

1 公募する趣旨

本契約については、生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応し、自立に向けた支援を行うための専門的な知識を有し、様々な関係機関等と連携を図りながら支援していく必要があることから、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

2 契約概要

- (1) 業務名 旭川市自立サポートセンター運営業務
- (2) 契約内容 旭川市自立サポートセンター運営要綱及び旭川市自立サポートセンター運営業務仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

本契約の受託を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 基本的要件
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 設備・システムに関する要件
 - 旭川市自立サポートセンター運営業務仕様書に示す設備等を整えることができるこ
- (3) 中立性・公平性に関する要件
 - 旭川市自立サポートセンターの中立・公平な運営を図り、適切な相談支援を実施することができる法人であること。
- (4) 守秘性に関する要件
 - 個人情報の取扱いに際しては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」をはじめとする関係法令等を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を行うこと。

(5) 履行執行体制に関する要件

- ア 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人又は生活協同組合の法人格を有し、相談支援事業者として活動実績があること。
- イ 市内に事業所を有する者であること。
- ウ 旭川市自立サポートセンターは、生活困窮者が抱える多岐にわたる課題に対し広く相談対応し、生活困窮者の自立支援を促進する機関であることから、専門性の確保が必要であり、応募時点で旭川市自立サポートセンター運営業務仕様書に示す配置職員のうち、2名以上が確保されていること。

(6) 経営状況に関する要件

旭川市自立サポートセンター運営業務の継続性を重視することから、法人本体が安定した経営状況を維持していること。

(7) その他必要と認める要件

旭川市自立サポートセンター運営要綱及び旭川市自立サポートセンター運営業務仕様書に示す業務が履行できること。

4 手続等

(1) 担当部局

旭川市 7 条通 9 丁目 旭川市総合庁舎 5 階 福祉保険部生活支援課制度管理係
電話 0166-25-9175 FAX 0166-26-7654

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 8 年 1 月 23 日から令和 8 年 2 月 13 日まで 4 (1) の場所で交付するほか（ただし、閉院日を除く。）、下記アドレスのホームページにおいてダウンロードできる。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d083272.html>

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時までに 4 (1) の場所に持参すること。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 その他

詳細は公募説明書による。